

<測定項目等について>

1 測定項目

特定施設設置届(又は構造等変更届) 様式第1 別紙4に記載した項目

2 測定頻度

年に1回以上

※温泉を利用する旅館業については、一部項目(砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量)のみ3年に1回以上

3 測定時期

排水水等の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に測定

4 測定結果の保存

測定した結果は、「様式第8 水質測定記録表」に記録し、3年間保存すること。

- ①事業者自らが測定した場合は当該測定に伴い作成したチャート等の資料
- ②環境計量証明事業者に委託した場合は計量証明書